B.4.0.0.1 (第略)

引用資料の略号は、左の通りである。

ヴェルサイユ条約（一九一九、六、二八）
カイロ宣言（一九四三、一、二七）
ヤルタ協定（一九四五、二、一一）
ポツダム宣言（一九四五、七、二六）
連合憲章（国際連合憲章）
対日基本政策（一九四七、六、一九 極東委員会採択）
米伊協定（米国伊太利間の戦後問題処理に関する協定 一九四七、八、一四）

四、本稿の内容は厳秘にふれる点が多いので「極秘」としてあるが、この取扱には特にくれぐれも注意せられたい。

昭和二十三年十二月

想定

一、領域條項及びこれに関連する國籍、経済事項

(甲)返還地域（又はこれに準ずる地域）

（台湾・澎湖島）

(イ)領土

(イ)台湾及び澎湖島を中國へ返還する（ポ宣言第八項及びカ宣言）。

(二)國籍

(A)台湾・澎湖島

(イ)返還地域の日本人は原則として全面的に返還せられ、当用その他の事由で残存している者については、引続き日本國籍を保有せしめる。但し残存日本人についてイタリアの割譲地域に関する國籍條項が適用せられる可能性も絶無とはいえずこの場合は後掲(乙)(ニ)の如くな

B.4.0.0.1 (第四巻)

(ロ)在日台湾人は、原則として中國籍を回復する。但し國籍選択権を認められることになろう。

回復の確定する期日については、中國行政院の方針に従い一九四五年十月二十五日とされる可能性がある。しかし伊太利平和條約第十九條の原則が採用されるならば、早くとも平和條約発効の期日となろう。

(ハ)経済事項(台湾、澎太の双方につき共通)

(イ)日本公有財産及び日本人の私有財産中の土地は無償にて返還國の所有となり、その他の私有財産は賠償勘定に繰入れられることになる(中國行政院指示(二二七))。

返還地区については、伊太利及びカンベラ会議決議(カンベラ会議決議の住民の財産等宣言に関する規定は先ず準用されまいと見られる(但し若し残留日本人の財産についてイタリア割譲地域に関する原則が適用されるときは後掲(乙)(ロ)のごとくなる)。

(ロ)通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債等に関する日本側債務は被返還國の負担となり(準備金等も同時に移転する)、一般的公債、恩給等に関する日本側債務は引続き日本の負担となる可能性がある(イタリア講和条約第十四附属書)。

乙 割譲地域(日本附属の島しょ、中のあるもの)

(イ)領土

連合國の決定する小島に対する日本の権利、権原を連合國のためにほう棄する(ポツダム宣言第八項)。

右島しょは信託統治に附せられるであろう(連合憲章第七十七條一項ロ号)。

但し右の内いずれをいかなる信託統治に附すべきやについて、平和條約で決定される可能性もあるが、あるいは別個の連合國間の協定で定められることもあり得る。

右の内琉球、小笠原、硫黄島は、少くとも米國の信託統治領になることはほぼ確実であり(一九四七年六月元帥声明)、琉球のうち奄美大島は、現在米國側の同地に対する旗幟より判断して日本領に残る可能性なしとしない。琉球は中國も一應要求の提起だけはして見るであろう(張群行政院長一九四七年一八声明)。

B.4.0.0.1 (第四巻)

なお対馬を朝鮮が要求しているが、まず実現はすまい（一九一九、二、一合同参謀本部のマ元帥あて訓令）

(二)國籍

(イ)割譲地の住民は（第九條第一項）、割譲地域の市民になる（伊講和條約第十條）。

(ロ)但し復帰は、原則として、日本人が、日本語を常用するものについては、選択権を行使したものについて（第二項）。

(ハ)権利の行使が認められた日本人に送達し得る（伊講和條約第十九條）。

(三)経済事項

(イ)割譲地域内の日本國有及び準國有財産を無償に譲受国に譲渡すべし（第四項）。

(ロ)民間小島嶼は、日本人存在せず、将来もその民間託治領項第十一條）。

(ハ)割譲地域内の日本國有及び準國有財産を無償に引継ぐ。

(ニ)承継國は、割譲地域内の邦貨資金は、承継國通貨に転換され、承継國に引継ぐ。

(ホ)割譲地域居住者所有の公債は、承継國によって、尊重を受ける。

(ヘ)割譲地に関係ある公債は、承継國の負担となり、一般的公債、恩給年金、郵便貯金等は、承継國の負担として残る。

(ト)承継國は、日本側の負担として残る。

(チ)日本國籍を選択した住民の遡法に取得した権益は、尊重される。

(リ)帰国する者は、日本国籍を選択し、動産不動産を売却することを許される。

(ヌ)帰国するものは、無税にて動産を持帰ることを許される。（伊講和條約第十四附属書）

(ル)独立させる地域（朝鮮一）

(ヲ)領土

(イ)朝鮮の独立を承認させる（カイロ宣言及びポツダム宣言第八項）

(ロ)講和会議当時なお朝鮮の統一が実現していない場合も、南北朝鮮の別にふれず、ポツダムシャルな統一朝鮮の独立を承認させられる形式をとるであろう。）

(二)國籍

(イ)日本人は、一應全面的に引揚げさす。正当な理由で残存している日本人は引続き日本國籍を保有する（伊講和條約第三十六條）。

(ロ)在日朝鮮人は、原則として朝鮮國籍を回復する。但し國籍選択権を認められようし。

(三)経済事項

(イ)一切の在鮮日本公私有財産を放棄する（ポツダム勧告）。

B.4.0.0.1 (第四巻)

一九四五年十二月七日及び在朝鮮米軍司令官指令、カンペー

三　無効の約束

(イ)　規定に基づき、日本人が有する財産の処分に関する日本政府の補償義務が存在する日本人に対する日本政府の補償義務は、(ロ)に規定する場合を除き、以下に述べる場合に限り、これを履行する。

(ロ)　併合以前に締結された条約、法令、命令、決定、決議、その他の法的文書に基づき、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ハ)　朝鮮総督府の命令、決定、決議、その他の法的文書に基づき、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ニ)　前項(ロ)(ハ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ホ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヘ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ト)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(チ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(リ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヌ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ル)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヲ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ワ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(カ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヨ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(タ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(レ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ソ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ツ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ネ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ナ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ラ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ム)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ウ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヰ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ノ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(オ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ク)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヤ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(マ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ケ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(フ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(コ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(エ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(テ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ア)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(イ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ウ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(エ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(オ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(カ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(キ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ク)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ケ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(コ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(サ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(シ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ス)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(セ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ソ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(タ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(チ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ツ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(テ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ト)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ナ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ニ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヌ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ネ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ノ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ハ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヒ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(フ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヘ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ホ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(マ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ミ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ム)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)(ミ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(メ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)(ミ)(ム)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(モ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)(セ)(ソ)(タ)(チ)(ツ)(テ)(ト)(ナ)(ニ)(ヌ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)(ミ)(ム)(メ)に規定する場合に、日本人が有する財産、権利、利益、特許、特権、年金、その他の経済的利益の変更、取消、没収、その他の処分に関する場合。

(ヤ)　前項(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)

B.4.0.0.1 (第四部)

(ロ) 監視機関

(イ) 関係諸国が、これに代つて何らかの監視機関を設けることは、一般的に可能性が多く、右機関の構成及び性格につい

(A) 構成は、一カ国又はこれに若干国（一パ）を加えた十数国による特別の委員会が、多い（一九四七年六月二六マ元帥声明。カ

キスト会議）。

(B) 委員会の権能は、原則として、日本政府に対する勧告権に限られるが、これに関する決議は、中国の米、英、中、ソ四国元帥会議（一九四七年二月二六日王外交部長談）等

(ハ) 監視機関の任務は、日本政府の自主性を保持しつつ、日本の民主化を促進する目的を有せず、日本政府に対する一般的指令権を有せず、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ニ) 監視機関の任務は、武装化禁止、非武装化、非軍事化、民主化が完成するまでという（一九四六年一月一四日外相声明）。

(ホ) 権限及び権能は、日本政府の自主性を尊重し、日本政府に対する場合は、三分の二の多数決制を勧告している。（カンベラ会議決議）。右の形で実質的に米国の優越性が認められる。

(ヘ) 監視機関は日本政府に拒否権を認めない。

(ト) 監視機関の構成及び性格は、国連憲章（一九四五年六月二六マ元帥声明。カンベラ会議決議）、中国の米、英、中、ソ四国元帥会議、中国の米、英、中、ソ四国元帥会議、中国の米、英、中、ソ四国元帥会議（一九四七年二月二〇マ元帥声明。カンベラ会議決議）、王外交部長談）等に基づいて、この点に関しては、より直接的な監視機関が、日本の禁止、武装化、非武装化、非軍事化、民主化が完成するまでという（一九四六年一月一四日外相声明）。

(チ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(リ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヌ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ル) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヲ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ワ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(カ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヨ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(タ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(レ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ソ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ツ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ネ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ナ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ラ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ム) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ウ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヰ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ノ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(オ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ク) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヤ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(マ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ケ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(フ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(コ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(エ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(テ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ア) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(サ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(キ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ユ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(メ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ミ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(シ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヒ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(モ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(セ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ス) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ン) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ロ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ハ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ニ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ホ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヘ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ト) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(チ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(リ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヌ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ル) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヲ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ワ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(カ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヨ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(タ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(レ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ソ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ツ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ネ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ナ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ラ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ム) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ウ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヰ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ノ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(オ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ク) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヤ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(マ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ケ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(フ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(コ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(エ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(テ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ア) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(サ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(キ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ユ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(メ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ミ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(シ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヒ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(モ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(セ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ス) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ン) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ロ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ハ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ニ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ホ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヘ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ト) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(チ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(リ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヌ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ル) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヲ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ワ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(カ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヨ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(タ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(レ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ソ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ツ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ネ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ナ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ラ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ム) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ウ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヰ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ノ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(オ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ク) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヤ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(マ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ケ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(フ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(コ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(エ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(テ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ア) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(サ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(キ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ユ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(メ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ミ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(シ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヒ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(モ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(セ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ス) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ン) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ロ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ハ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ニ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ホ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヘ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ト) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(チ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(リ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヌ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ル) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヲ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ワ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(カ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヨ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(タ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(レ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ソ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ツ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ネ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ナ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ラ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ム) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ウ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヰ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ノ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(オ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ク) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヤ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(マ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ケ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(フ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(コ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(エ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(テ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ア) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(サ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(キ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ユ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(メ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ミ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(シ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ヒ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(モ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(セ) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ス) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

(ン) 監視機関は、日本政府に対する場合のみ干渉することになろう（一九四七年二月二〇マ元帥メッセージ。カンベラ会議決議）。

B.4.0.0.1 (第四巻)

要に応じ日本の軍隊を駐留させたのである。氏は本件を裁可した。

（遠藤）

（一）主として相当程度に対日管理の強化を図ることは、国際的に非難を浴びる虞もあり、また、日本の支援たらしめようとの動きも見られるが、ソ連は始めは日本の完成まで駐軍すべしとの議論であり、ウエ

（二）中ソ連は、講和条約後即時撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、ポツダム宣言の趣旨に基づき、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（三）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（四）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（五）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（六）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（七）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（八）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（九）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十一）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十二）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十三）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十四）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十五）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十六）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十七）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十八）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（十九）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十一）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十二）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十三）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十四）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十五）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十六）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十七）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十八）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（二十九）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（三十）ソ連は、講和条約後、日本の軍隊を撤兵すべきとの主張を強く主張し、ソ連は、ヤルタ会議提案）。ソ連は、講和条約後、日本の武装解除、戦犯の処罰、賠償、財閥の解体、民主化、戦争犯罪人の処罰、日本の経済力の制限、日本の再軍備の禁止、連合国の日本占領の目的達成の為、連合国の軍隊を日本に駐留させることを規定している。

（一）占領期間中発出された指令の効力については一般的に、対日管理に関する諸指令は、民主化に関するものは、平和条約後も、監視機関の特別の指示なき限り、依然遵守すべき旨の規定を置かれる可能性が多い。

（二）但し、かかる諸指令が、単に「原則」を守れば足りるとされる可能性も無いではない。

（三）性格上、連合国の指令、英国の勧告に基づく国内法制も少くとも直接に改廃できないことになる可能性が多い。

（四）和条約に関する紛争については、日本限りで改廃できない。

（五）西欧諸国条約の履行の監督及び条約に関する紛争の監督

（六）前項の監視機関がこれを担当することとなろう。

（七）条約の解釈及び実施に関する紛争は原則として右の監視機関に付託され、右に関し解決されない場合は、中立委員会委員多数決により解決される。

（八）委員会委員は、委員会委員長を任命する。

（伊藤和義）

（九）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十一）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十二）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十三）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十四）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十五）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十六）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十七）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十八）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（十九）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十一）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十二）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十三）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十四）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十五）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十六）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十七）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十八）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（二十九）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

（三十）委員会委員長は、国際連合事務総長が右委員を任命する。

（伊藤和義）

B.4.0.0.1 (第四巻)

無効の不履行に関しては、再占領、経済的制裁、責任者の処罰、賠償、保障等を規定される可能性もある。（ヴェルサイユ条約第二編第二款第二附属書の十八）。

又西園寺公望の条項に関しては、特に強度の制裁が定められている。

非常事態の場合に関しては四、軍事条項（九）制裁の項参照）。

（四）安全保障

全ての保障を含む日本の外部との関係は、国際連盟規約第一条に基づき、日本が侵略的国家と認定した国に対して、連盟側の共同制裁を加えることを約束する。

（五）

（イ）一般条項

但し、日本が新憲法において交戦権を放棄したことを前文に明記する中に、日本が新憲法において交戦権を放棄したことを約束する。

（ロ）

（イ）部分的天皇制

部分的天皇制は、天皇を象徴的国家元首とし、天皇の国事行為を定める憲法第一条の規定に基づき、国家元首としての天皇の地位を定めることは、国際法上の問題であるが、一カンペラ会議（決議）。

（ロ）

性格

性格は、ない至宜言明られる可能性がある。

（ハ）人権及び基本的自由尊重のための措置を執ることを約束される。（伊藤和條約第十五條、ポ宣言第十項、初期方針第一部）。

（ニ）公職追放の効果は原則として維持されるが、一カンペラ会議（議事）、訴願その他の方法で一九四七年一部緩和される可能性がある。（GHQ談話二九四七、三、一）。

（ホ）

（イ）国際連合及び右主宰の下に締結された條約への加入申請を日本が支持する。（伊藤和條約前文）。

（ロ）

但し、カンペラ会議は、日本の行動を見極めるため講和條約加入については、連合国がこれを支持する可能性もある。

（ヘ）

一、約束

一、北島政府は、一九四五年一九一一）。

一、後定期間後に、一九四五年一九一一）。

（ト）

（イ）占領軍引揚

（ロ）保障

（ハ）中華民国の特殊利益

（ニ）

（イ）国際紛争解決諸協定

（ロ）杭州、蘇州、漢口、伊藤和條約第二十四條）。

（ハ）

（イ）専管租界を返付する権利を放棄する。（伊藤和條約第二十五條及び第二十六條）。

B.4.0.0.1 (第四巻)

(ハ)関東州租借地を返還する（一個條項(丁)参照）。（日本が受託國でないもの）に対する権

(ヒ)他國の委任統治地域（日本が受託國であるもの）に対する一切の権利、権原、請求権等をは委任統治制度から生ずる一切の義務を免れる（伊講和條約第四十條及び第四十七、三條）。

(ホ)國際聯盟規約の中、主として技術的な條約は原則として効力を存続する（伊講和條約第十九條）。

(ヘ)そのほか多數國間條約（英講和條約第十九條）。

(ト)國際聯盟の改廃を承認する当事國たる多數國間條約については連合國側から承認させられる（伊講和條約第三十九條）。

二、第四十二條（略）。

(イ)連合國は日本側に対し、日本補償審査所の決定を再審査し、その修正を日本側に勧告し得る。又、日本側は連合國の手続により、日本補償審査所の決定を修正する。

(ロ)判決及び捕獲審査所決定は法廷の下で行われた判決の再審を請求し得る。

三、第四十三條（略）。

(イ)連合國人は開戦後日本側当該官憲に請求し得る。

(ロ)内に通告すること。

(ハ)二國間條約第四十二條（略）。

(ニ)連合國側より復活を希望する條約を平和條約実施後六カ月内に通告すること。

(ホ)第四十四條（略）。

(ヘ)一伊講和條約第四十四條（略）。

(ト)右通告なきものは廃棄されたものとする。

(チ)伊講和條約第四十四條（略）。

(リ)その他の特権は本方式により廃止される。

(ヌ)一伊講和條約第四十四條（略）。

(ル)外法権、その他の特権は本方式により廃止される。

右勧告を受諾する義務がある。（本項いずれも伊講和條約第十七、十八條参照）。

(ヒ)他の連合國の加入。

平和條約の署名國以外の國際連合加入國で、日本と戦争状態にある国は、本條約に加入し得る（伊講和條約第八十八條）。

三、戦争犯罪人

(イ)日本及び各連合國に於ける戦犯裁判が未だ終了しない場合は、当該裁判所は当分の間その機能を継続し、既告発容疑者の裁判を執行する外、これを告発し及び裁判する可能性もたらしたに容疑者の逮捕を命じ、これを告発する一國の法廷で不起訴、無罪等になつた容疑者も、又は別國の法廷で不起訴、無罪の故をもつて、右別國に対する犯罪の故をもつて、これに対する犯罪の故をもつて、右別國に対する裁判をなし得る可能性がある（極東委員会決定一九四六三）。

(ロ)連合國側が当分の間引続き判決確定者の刑の執行に任ずる可能性もある。

(ハ)犯罪行為の時期は原則として満洲事変以後とし、又裁判を行う國の中には イタリア國も含まれる（極東委員会決定一九四六三一）。

(ニ)戦争犯罪人から判決により没収した財産の処分による収入は、占領費等の債務に充当せられる（極東委員会決定一九四七六一）。

(ホ)戦争犯罪人の財産の没収は含まれていないから、